

2020年(令和2年)9月8日(火曜日)

読

賣

新

聞

パワハラ防止 企業の対応は

11日、大阪でセミナー

企業にパワハラ防止策を義務づける改正労働施策総合推進法が6月に施行されたことを受け、11日午後1時から、大阪市中央区のドーンセンターで、セミナー「ハラスメント規制法後の対応と防止対策」が開かれる。

職場のハラスメント予防研修などを行うコンサルタント会社「アトリエム」(大阪府枚方市)の主催。最近は、新型コロナウイルスの感染拡大で定着した在宅勤務に伴い、ウェブ上でセクハラやパワハラを受ける「テレワークハラスメント(テレハラ)」「リモートハラスメント(リモハラ)」に関する相談も増えているという。

講師は同社代表の三木啓子さん。最近のハラスメント事例を紹介するほか、相談対応と防止対策を具体的に伝える。18日午後1時から、同じプログラムのセミナーをオンラインで開催する。

いずれも事前申し込みが必要で、各回先着24人。参加費3000円(資料代含む)。申し込みはアトリエムのホームページからか、メール(atoriem@atoriem.jp)、電話(072・845・6421)可。